

## 山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会条例

(設置)

**第1条** 令和5年度に判明した山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する事案（以下「土砂搬入に関する事案」という。）について、事実関係の実態把握、再発防止対策の提言の検討並びに報告書の作成及びその提出を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、山武市小松地先市有地における土砂搬入に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 土砂搬入に関する事案の事実関係の実態把握
- (2) 土砂搬入に関する事案の再発防止対策の提言の検討
- (3) 前2号に関する報告書の作成及び市長への提出
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

(オンライン会議システムによる会議の出席)

**第7条** 委員は、委員長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像及び音声の

送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができるシステムをいう。)によって、会議に出席することができる。

(関係者の出席等)

**第8条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者に対しては、山武市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年山武市条例第43号）の例により実費を弁償する。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(収集した文書等の取扱い)

**第10条** 委員会が収集した資料、作成した調書等（以下「文書等」という。）は、第2条に規定する事務を終える日までの間は、委員会が保管する。

2 文書等は、第2条に規定する事務を終える日をもって、委員会から市長に移管する。

(委員報酬)

**第11条** 委員が、その職務に従事したときは、山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年山武市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内で市長が定める報酬を支給する。

(庶務)

**第12条** 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条に規定する事務を終える日限り、その効力を失う。

別表（第11条関係）

区分	単位	報酬等	備考
会議	日額	27,000円	
会議委員長加算	日額	5,000円	
調査業務	時間額	11,000円	
報告書作成等関連業務		400,000円	委員ごとの内訳は委員会が定める。